



# 島根県報

平成27年5月19日（火）

第2,700号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（農 村 整 備 課）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水 産 課）	2
障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による障害者就業・生活支援センター の事務所の所在地変更の届出	（雇 用 政 策 課）	3

### 【公 告】

平成27年度危険物取扱者保安講習の実施	（消 防 総 務 課）	3
平成28年度島根県立農林大学校の学生募集	（農 業 経 営 課）	4

### 【公安告示】

雑踏警備業務1級検定及び雑踏警備業務2級検定の実施	（警 察 本 部）	10
交通誘導警備業務1級検定及び交通誘導警備業務2級検定の実施	（       "       ）	12

### 【労委告示】

あっせん員候補者の告示		14
-------------	--	----

### 【正 誤】

平成27年3月13日付け島根県報号外第39号中	（総 務 課）	16
-------------------------	---------	----

**告 示****島根県告示第379号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認定期間
出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	平成27年6月1日から 平成30年5月31日まで

**島根県告示第380号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、静間川沿岸土地改良区の定款変更を平成27年5月11日付けで認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第381号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
浜田市弥栄町小坂969-2、971-3、栃木1162-22
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**島根県告示第382号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖湖南加入区（宍道湖漁業協同組合）

## 島根県告示第383号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	事業者の住所	事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人桑友	松江市天神町93番地	松江市千鳥町70番地	松江市寺町89番地	平成27年 5月11日

## 公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、平成27年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成27年 5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 1 講習の対象者

- (1) 危険物製造所等において危険物の取扱作業に新たに従事することとなった危険物取扱者（平成25年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

### 2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

### 3 講習科目及び時間

- (1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

- (2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで（隠岐会場に限る。）
	13時00分から14時00分まで（隠岐会場を除く。）
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで（隠岐会場に限る。）
	14時00分から16時00分まで（隠岐会場を除く。）

### 4 講習実施日及び会場等

月 日	開 催 地	会 場
6月18日（木）	隠岐の島町	隠岐島文化会館
7月23日（木）	松江市	プラバホール
7月29日（水）	出雲市	出雲市民会館
8月26日（水）	安来市	安来市学習訓練センター
9月8日（火）	浜田市	いわみーる
9月9日（水）	益田市	ジャストホール

10月7日(水)	大田市	あすてらす
11月26日(木)	松江市	プラバホール

## 5 受講申請

## (1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県防災部消防総務課

## (2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請書〇〇枚在中」と朱書すること。

## (3) 申請期間

6月1日から各講習実施日の10日前まで

## (4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

## 6 問合せ先

〒690-0888 松江市北堀町15 島根県北堀町団体ビル2階

島根県危険物保安協会連合会

電話 0852-22-7202

平成28年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成27年5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

## 2 募集人員及び修業年限

科名	専攻	募集人員	修業年限	備考
農業科	有機農業	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	野菜			
	花き			
	果樹			
	肉用牛			
林業科	—	10人		

## 3 出身学校長推薦入学検定

## (1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

## (2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成28年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは平成28年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業

後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

### (3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- (ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- (イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- (ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの
- (エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）
- (オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- (カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

### イ 出願期間

平成27年9月30日（水）から10月14日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月14日までの消印があるものは有効とする。

### ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

### (4) 入学検定及び合格者の発表

#### ア 入学検定

- (ア) 日時  
平成27年10月28日（水）9時30分から16時まで
- (イ) 場所  
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- (ウ) 検定  
筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

#### イ 合格者の発表

平成27年11月25日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

### (5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のイに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

## 4 一般入学検定

### (1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成28年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成28年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合

格した者を含む。)

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めたる者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(6) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(5) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(7) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(7) 前期試験 平成27年11月4日（水）から同月18日（水）17時まで

(4) 後期試験 平成28年1月15日（金）から同月29日（金）17時まで

後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

前期試験 平成27年12月2日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成28年2月16日（火）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定前期試験の結果により決定する。

(4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(6) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(5) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成27年12月18日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(7) 日時

前期試験 平成27年12月18日（金）10時

後期試験 平成28年 2月23日 (火) 10時

(4) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(ア)及び(イ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

(ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業担い手育成総合支援協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業担い手育成総合支援協議会

江津市農業再生協議会

益田市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

島前地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

(イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者

(ロ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

c アの(イ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業体若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成27年9月30日（水）から平成28年1月29日（金）17時までとし、郵送の場合は、平成28年1月29日までの消印があるものは有効とする。

(5) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

- a 日時  
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所  
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- c 検定  
筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日から7日以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

- (7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書  
アの(4)又は(7)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）
- d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間



平成27年9月30日（水）から10月14日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月14日までの消印があるものは有効とする。

(7) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

平成27年10月28日（水）9時30分から16時まで及び同月29日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成27年11月25日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のアの(ウ)のa又は(2)のアの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成27年11月11日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成27年11月25日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

## (7) 追試験

## a 日時

前期試験 平成27年12月9日(水) 9時30分から16時まで

後期試験 平成28年2月25日(木) 9時30分から16時まで

## b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

## c 検定

筆記試験(一般教養、数学、小論文)及び面接試験

## (4) 合格者の発表

## a 日時

前期試験 平成27年12月18日(金) 10時

後期試験 平成28年3月3日(木) 10時

## b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## ウ 自己推薦入学検定

## (7) 追試験

## a 日時

平成27年11月11日(水)及び同月12日(木) (時間については、本試験実施後通知する。)

## b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

## c 検定

適応性試験、筆記試験(数学、小論文)及び面接試験

## (4) 合格者の発表

平成27年11月25日(水) 10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

## (4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ [http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai\\_exam/](http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/)

## 7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

## 8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手120円分を貼り付けたもの)を同封すること。

**公 安 委 員 会 告 示**

## 島根県公安委員会告示第61号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」とする。)第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警

備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成27年 5月19日

島根県公安委員会委員長 秦 潔

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
雑踏警備業務 1 級	学科試験	平成27年 9月 2日（水）午後 1時30分から午後 4時まで	20人程度
	実技試験	平成27年10月28日（水）午前 8時30分から午後 5時まで	
雑踏警備業務 2 級	学科試験	平成27年 9月 2日（水）午後 1時30分から午後 4時まで	20人程度
	実技試験	平成27年10月14日（水）午前 8時30分から午後 5時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 雑踏警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 雑踏警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

(2) 雑踏警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雑踏の整理に関すること。</li> <li>○ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

4 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成27年 7月13日（月）から同月17日（金）までの午前 8時30分から午後 5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1 通

オ 4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各 1 通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各 1 通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 雑踏警備業務 1 級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1 級検定受検資格認定書の写し 1 通

(4) 検定手数料

13,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。

---

島根県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第 1 項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 7 条の規定により告示する。

平成27年 5月19日

---

## 1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
交通誘導警備業務 1 級	学科試験	平成27年 9 月 2 日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成27年10月21日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	
交通誘導警備業務 2 級	学科試験	平成27年 9 月 2 日 (水) 午後 1 時30分から午後 4 時まで	20人程度
	実技試験	平成27年10月 7 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	

## 2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

## 3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は、学科試験の合格者に対してのみ行う。

## (1) 交通誘導警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 交通誘導警備業務の管理に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## (2) 交通誘導警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備業務に関する基本的な事項</li> <li>○ 法令に関すること。</li> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 車両等の誘導に関すること。</li> <li>○ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</li> </ul>

## 4 受検資格

## (1) 交通誘導警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 交通誘導警備業務 2 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

## 5 受検手続に関する事項

## (1) 受付期間

平成27年7月13日（月）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

## (2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は、受け付けない。

## (3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当するものにあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

カ 交通誘導警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当するものにあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

## (4) 検定手数料

14,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

## 6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

## 7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

## 労 働 委 員 会 告 示

## 島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成27年5月19日

島根県労働委員会会長 吾 郷 計 宜

氏名	現職	経歴	委嘱年
吾郷 計宜	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成5、17、18年度島根県弁護士会会長 第41～44期島根県労働委員会委員	平成20年
射場かよ子	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成26年度島根県弁護士会会長	平成27年
岸田 和俊	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成18～19年度島根県弁護士会副会長 平成19～25年年金記録確認島根地方第三者委員会委員長	平成27年
尺田 祥三	第45期島根県労働委員会委員	山陰中央新報社論説委員長 島根県社会福祉協議会理事 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
水野 彰子	第45期島根県労働委員会委員 弁護士	平成20、24年度島根県弁護士会会長 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
小松原直樹	第45期島根県労働委員会委員 日立金属労働組合安来支部支部長 安来市労働組合協議会議長	日立金属労働組合安来支部書記長	平成27年
近藤 勝	第45期島根県労働委員会委員 全日本自治団体労働組合島根県本部特別執行委員	全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長 中国労働金庫監事 第43～44期島根県労働委員会委員	平成23年
斉藤 直子	第45期島根県労働委員会委員 U Aゼンセン島根県支部支部長	U Aゼンセン広島県支部次長	平成27年
椎木 盛夫	第45期島根県労働委員会委員 J A M山陰書記長	J A M本部政策政治グループ長 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
仲田 敏幸	第45期島根県労働委員会委員 日本労働組合総連合会島根県連合会会長	山陰電力関連産業労働組合総連合会会長 中国電力労働組合山陰統括本部本部長 第43～44期島根県労働委員会委員	平成23年
伊中 和子	第45期島根県労働委員会委員 輝陽礦業有限会社代表取締役社長	島根県地方労働審議会委員	平成27年
江田 小鷹	第45期島根県労働委員会委員 三和興業株式会社取締役会長 出雲商工会議所名誉会頭	出雲商工会議所会頭 第37～44期島根県労働委員会委員	平成11年
杉谷 雅祥	第45期島根県労働委員会委員 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 一般社団法人島根県法人会連合会会長 島根県中小企業団体中央会会長	島根県中小企業団体中央会副会長 第38～44期島根県労働委員会委員	平成13年
室崎 富恵	第45期島根県労働委員会委員 社会福祉法人いわみ福祉会理事長 島根県知的障害者福祉協会会長	島根県公安委員長 第44期島根県労働委員会委員	平成25年
森脇 建二	第45期島根県労働委員会委員 一般社団法人島根県経営者協会専務理事	ごうぎんキャピタル株式会社取締役業務部長 第43～44期島根県労働委員会委員	平成23年
道前 緑	島根県労働委員会事務局長	島根県監査委員事務局監査第一課長	平成27年

**正 誤**

平成27年 3月13日付け島根県報号外第39号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
102	上から 5	島根県条例第16号	島根県条例第17号